



長野県報

9月8日(木)
平成23年
(2011年)
第2300号

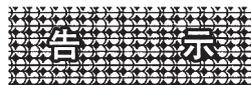
目次

告示

| | |
|------------------------------------|---|
| 保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課) | 1 |
| 解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課) | 2 |
| 公共測量の実施(建設政策課) | 2 |

公告

| | |
|---|----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課) | 3 |
| 土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) | 3 |
| 土地改良事業の工事の完了(農地整備課) | 3 |
| 一般競争入札(会計課) | 3 |
| 一般競争入札(5件)(河川課) | 4 |
| 平成22年度地方独立行政法人長野県立病院機構の財務諸表(健康福祉政策課県立病院機構連携室) | 8 |
| 一般競争入札(特別支援教育課) | 27 |



告示

長野県告示第625号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年9月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
安曇野市穂高有明3741の1、3752、3753の2、7732の31、7732の40
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第626号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年9月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡南木曾町読書1341の1、1341の2、1341の5、1341の9、1341の10、1341の29、1341の31、1347の1、1347の6、1347の9、1374の1、1374の3から1374の6まで、1374の11、1591の24(次の図に示す部分に限る。)、1591の25、1591の30、1591の63(次の図に示す部分に限る。)、1759の2、1759の3、1759の21、1759の23、1759の24
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
読書1341の2、1341の5、1341の9、1341の10、1341の29、1341の31、1347の1、1347の6、1347の9、1374の1、1374の3から1374の6まで、1374の11、1591の24、1591の25、1591の63、1759の21
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第627号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
東筑摩郡生坂村4808の1、4809
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第628号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
東筑摩郡生坂村3398の2、3399、3400の1、3400の2、3401の1、3401の2、3402、3403のイ、3403のロ、3403のハ、3404のイ、3405の1、3405の2、3408の1、3408の2、3409から3416まで、3417の3、3424の1から3424の9まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第629号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上高井郡高山村大字高井字大崖7881の4（次の図に示す部分に限る。）、7882の1、7882の2（次の示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第630号

松本市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年9月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（既成図数値化（世界測地系対応））
- 2 作業期間
平成23年7月8日から平成24年1月31日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課